



平成30年5月11日

各 位

会 社 名 ホツカンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 工 藤 常 史
(コード番号 5902 東証1部, 札証)
問合せ先 取 締 役 武 田 卓 也
(TEL 03-3213-5111)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の当社第93回定時株主総会に下記のとおり株式の併合(5株を1株に併合)、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)及び発行可能株式総数の変更(2億4千万株から4千8百万株に変更)に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成30年10月1日(月)をもちまして、平成30年9月30日(日)(実質上平成30年9月28日(金))の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式5株を1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数 (平成30年3月31日現在)

株式併合前の発行済株式総数	67,346,935株
株式併合により減少する株式数	53,877,548株
株式併合後の発行済株式総数	13,469,387株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有の株主様233名(そのご所有株式数の合計は271株)が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

<株主構成>

(平成30年3月31日現在)

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	5,013名(100.00%)	67,346,935株(100.00%)
5株未満所有株主	233名(4.65%)	271株(0.00%)
5株以上所有株主	4,780名(95.35%)	67,346,664株(100.00%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

平成30年6月28日開催予定の当社第93回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合(1)併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日(月)をもちまして、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(注)上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成30年10月1日(月)となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日(水)となります。

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の当社第93回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が5分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日(月)をもちまして、発行可能株式総数を2億4千万株から4千8百万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の当社第93回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成30年5月11日
定時株主総会開催日	平成30年6月28日(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成30年11月上旬(予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成30年12月上旬(予定)

(注)上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

- A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。
 今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか？

- A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
 今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

- A3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画(平成19年11月27日公表)」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。
 以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位(売買単位あたりの価格)を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

- A4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。
 具体的には、今回の株式併合及び単元株式数の変更の効力発生(平成30年10月1日予定)の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,500株	1個	300株	3個	なし
例③	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例④	700株	なし	140株	1個	なし
例⑤	432株	なし	86株	なし	0.4株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例③、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、その割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社また

は後記のお問い合わせ先(※)までお問い合わせください。また、効力発生前の所有株式が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様が所有の株式数は、株式併合前の5分の1 となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A6. 特に必要なお手続はございません。なお、上記Q4のとおり、5株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※)までご連絡ください。

Q8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続につきましては、お取引のある証券会社または後記のお問い合わせ先(※)までご連絡ください。

Q9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A9. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1 となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A10. 次のとおり予定しております。

平成30年6月28日 定時株主総会

平成30年9月26日 100株単位での売買開始日

平成30年10月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年11月上旬 株式割当通知の発送

平成30年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

※お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝祭日を除く)

以 上